

**青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特
定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

児童手当法および生活保護法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行
いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特
定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例**

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条
例（平成 27 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 項の表 1 の項中「または特例給付（同法附則第 2 条第 1 項
に規定する給付をいう。）」を削る。

別表第 2 第 2 項の表 3 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給
付金」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 第 2
項の表 3 の項の改正規定は、公布の日から施行する。